

ポイント

(令和4年度林業信用保証業務運営の検証委員会の結果)

1. 趣旨

制度の基本ルールについての透明性を確保するとともに、適切な運用を確保する観点から、令和3年度に業務運営の検証委員会を立ち上げた。

今年度は12月20日に開催し、保証に当たったの保証割合・特例保証料率の適正化、保証引受額の減少要因及び将来性評価の試行に着目して検証を行った。

2. 検証の結果

(1) 保証割合・特例保証料率の適正化の状況

ア 保証割合の適正化

○ 令和3年の「債務保証審査マニュアル」等の改正以降、融資機関との間の適切なリスク分担を着実に進め、80%保証を原則とする方針の下、着実に保証割合の適正化が進んだ。

○ 今後も、制度本来の趣旨に基づき、保証割合の適正化を進めていく。

イ 特例保証料率の適正化

○ 令和3年度及び4年度上半期において、再生支援機関より要請を受けた案件を除いて、特例保証料率を適用した案件はなかった。

○ 今後も、制度本来の趣旨に基づき、規定された保証料率の適用を継続していく。

(2) 保証引受額の減少要因分析

- 令和4年度上半期の保証引受額で見ると、80%保証を原則とする保証割合の適正化や保証ニーズの低下が保証引受額の主な減少要因と考えられる。
- 今後、保証引受額の減少に歯止めをかける、或いは増加に向けて、信用リスク管理の適切な実施に留意しつつ、制度普及を進めていく。

(3) 将来性評価の試行結果

- 令和2年7月の試行開始から令和4年11月末までに、18件の保証引受を行った。
- 本保証を導入したことにより、決算書によらず非財務情報も加味した林業・木材産業への起業支援や他産業から林業・木材産業への参入促進に道筋を付けることができた。